平成24年第7回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成24年第7回岩手町農業委員会総会は、平成24年1月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について
（２）　報告第２号　農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
（３）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（４）　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（５）　議案第３号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について
（６）　議案第４号　農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋
２番　幅　　清一
３番　佐々木　金見
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
７番　黒澤　金一
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
12番　細野　清悦
13番　千葉　靜子
14番　遠藤　幸夫
15番　井戸　ツヨミ
16番　福士　好子
17番　今松　利雄
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄
農地振興係主幹　　遠藤　信男

副主幹　　川村　祐子
主　任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第7回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。11番中村重信委員、12番細野清悦委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告２件 議案４件の提出があります。お諮りします。報告２件 議案４件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告２件 議案４件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号、農地法第18条第６項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

（17番今松委員退室）

事　務　局　資料については、２ページとなっております。農地法第18条の規定による合意解約通知について、です。受付番号４番、土地の所在は、大字土川第１地割及び第４地割、登記地目、畑２筆、登記面積、合計13,017㎡となっております。借受人が大字一方井第６地割の58歳の男性の方です。貸出人が大字土川第４地割の52歳の男性の方です。解約の理由は、双方合意となっております。合意年月日は、平成23年12月20日、引渡年月日は、平成24年１月１日となっております。３条の賃貸設定となっております。

次に、受付番号５番、土地の所在は、大字土川第４地割、現況地目、畑、登記面積、6,029㎡となっております。借受人が大字一方井第６地割の58歳の男性の方で

す。貸出人が大字土川第１地割の71歳の男性の方です。解約の理由は、双方合意となっております。合意年月日は、平成23年12月20日。引渡年月日は、平成24年１月１日となっております。３条の賃貸設定となっております。

次に、受付番号６番、土地の所在は大字江刈内第32地割、登記地目、畑、登記面積、2,636㎡となっております。借受人が大字江刈内第12地割の65歳の男性の方です。貸出人が大字五日市第10地割の59歳の男性の方です。解約の理由は、双方合意となっております。合意年月日は、平成24年１月４日、引渡年月日は、平成24年２月１日となっております。３条の賃貸設定となっております。以上、報告します。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番遠藤委員　双方合意によるものですから、異議はございません。
その後、どなたかに貸す予定はありますか。

事　務　局　４番、５番、６番それぞれ次に借受けてくれる方を見つけております。

議　　長　その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第１号、農地法第18条第６項の規定による通知について、異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第１号、農地法第18条第６項の規定による通知について、を終わります。

（17番今松委員入室）

議　　長　次に、報告第２号、農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり、農地法施行規則第32条第１項第１号の規定により、転用の例外届け、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、４ページとなっております。農地法施行規則（転用の例外）該当届について、でございます。受付番号５番、土地の所在地は大字五日市第11地割、登記地目、畑、届出面積71㎡の内、2.25㎡となっております。申請人は、東京都港区港南二丁目の無線データー通信の会社です。施設の概要は、携帯電話の鉄塔１棟、2.25㎡となっております。利用状況は、無線基地局となっております。５ページには、農地法施行規則該当届、６ページから８ページには、事業計画書、９ページには、図面を添付しておりますので、参照してください。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、委員さんから何かありましたら、ご

発言願います。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認め、報告のとおりとさせていただきます。

議　　長　議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、11ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可について、でございます。受付番号77番、土地の所在は大字沼宮内第29地割、30地割、31地割、32地割となっております。登記地目、畑７筆、田４筆、登記面積、合計25,892㎡となっております。借受人が大字沼宮内第30地割の35歳の男性の方です。貸出人が大字沼宮内第30地割の64歳の男性の方です。理由は、農業者年金・経営移譲による農業者年金受給となっております。借受人の耕作面積は、25,892㎡となっております。家族数は７人で耕作者数は３人となっております。設定期間は平成43年12月31日までの20年間となっております。

次に、受付番号78番、土地の所在が大字江刈内第20地割、大字大坊第２地割となっております。登記地目、田５筆、畑９筆、登記面積、合計38,788㎡となっております。借受人は、大字大坊第２地割の38歳の男性の方です。貸出人は、大字大坊第２地割の64歳の男性の方です。理由は、農業者年金・経営移譲による農業者年金受給となっております。借受人の耕作面積は、38,788㎡となっております。家族数は９人で耕作者数は３人となっております。設定期間は、平成43年12月31日までの20年間となっております。14ページには、受付番号77番の図面、15ページには、受付番号78番の図面を添付しておりますので、参照してください。

なおこの件は、現地調査担当の方からも報告していただきます。以上説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

１番横澤委員　受付番号77番については、現地は、私の地区にありますので、１番の私の方から報告いたします。この農家では、本案件の農地は耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

11番中村委員　受付番号78番については、現地は、私の地区にありますので、11番の私の方から

報告いたします。この農家では、本案件の農地は耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており農機具及び労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　以上２件の現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、17ページとなっております。農地法第５条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認について、でございます。受付番号８番、土地の所在は大字土川第４地割、登記地目、畑２筆、登記面積、合計645㎡となっております。借受人が大字土川第４地割の45歳の男性の方です。貸出人は大字土川第４地割の79歳の女性の方でございます。転用目的が一般住宅の建築で居宅が71㎡、庭・駐車場が214㎡、進入路が360㎡でとなっております。平成23年９月20日に現地調査済です。平成23年11月24日に農振解除済となっております。18ページには、大字土川第４地割の図面を添付しておりますので、参照してください。以上説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。この件については、既に皆さんもご承知の事と思いますが、平成23年９月20日現地調査済、平成23年11月24日農振解除済となっております。

議　　長　何かこの件について質問がございましたら、ご発言願います。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第３号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、20ページとなっております。農地法の適用外証明願承認について、です。受付番号16番、土地の所在は、大字沼宮内第28地割、登記地目、田、登記面積、1,727㎡となっております。申請人は、大字沼宮内第28地割の58歳の男性の方です。利用状況は昭和50年頃から山林化してしまったとのことです。

次に、受付番号17番、土地の所在は、大字川口第５地割、登記地目、畑、登記面積19㎡となっております。申請人は、大字川口第５地割の82歳の女性の方です。利用状況は昭和48年頃に農家住宅を建築してしまったとのことです。21ページには、大字沼宮内第28地割の図面を、22ページには大字川口５地割の図面を添付しておりますので、参照してください。

なお、受付番号16番については県の災害復旧対策として保安林指定し治山事業の導入を図ることから現地確認は、省略しております。

次に、受付番号17番については、現地確認をしておりますので現地調査員の方からご報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

17番今松委員　受付番号17番については、現地調査は、私、今松と、11番中村委員と１番横澤委員と事務局２名により、行いました。場所については、川口の野原地区になります。現地は、いずれも法令等の審査基準を遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号、農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第４号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第１項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成23年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、24ページとなっております。受付番号11番でございます。利用権の設定を受ける者が、二戸郡一戸町の45歳の男性の方でございます。次に利用権を設定する者が、大字御堂、42歳の男性の方でございます。利用権を設定する土地の所在は、大字御堂第３地割。現況地目、畑３筆でございます。認定面積、合計18,889㎡となっております。契約期間は、平成24年１月20日から平成28年12月31日までとなっております。貸借料は、10a当たり5,000円、作物は飼料作物となっております。権利の種類は、賃貸借権設定となっております。25ページには、農用地利用集積計画、27ページに大字御堂第３地割の図面を添付しておりますので、参照して下さい。以上で説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第４号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第7回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後1時50分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

11番　　印

12番　　印